吉野川市告示第１２０号

吉野川市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和８年１１月２日

吉野川市長　　原　井　　敬

吉野川市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第７７条の２第２項の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置する吉野川市障がい者基幹相談支援センター（以下「センター」という。）が行う事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、吉野川市とする。ただし、市長は、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められるものに委託することができる。

２　前項ただし書の委託を受けた者は、法第７７条の２第４項に基づき、センターの設置の届出を行なわなければならない。

（事業内容）

第３条　事業の内容は、次のとおりとする。

（１）　障がい者に係る総合的及び専門的な相談支援に関すること。

（２）　相談支援事業者に対する助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取組に関すること。

（３）　地域移行及び地域定着に係る関係機関等との調整、普及啓発等に関すること。

（４）　障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること。

（５）　吉野川市障がい者自立支援協議会に関すること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、法第７７条の２第１項に規定する事業及び業務に関すること。

（秘密保持）

第４条　センターの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らし

てはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（補則）

第５条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和９年３月１日から施行する。